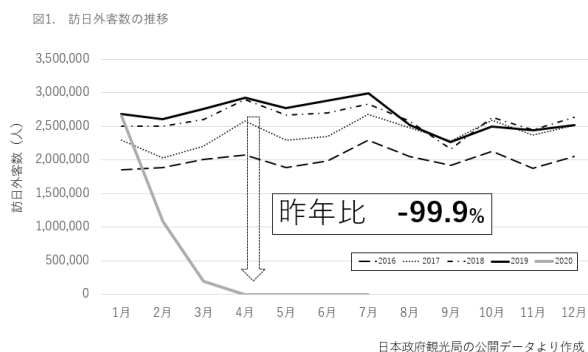


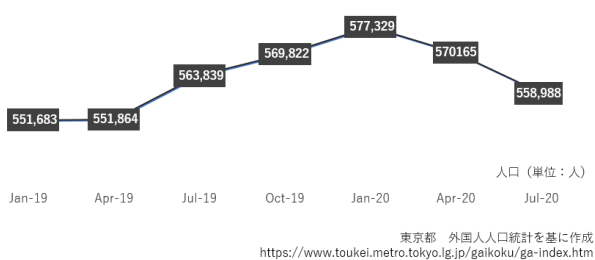
I 日本におけるインバウンドの COVID-19 流行前後の推移

近年、訪日外客数は年々増加傾向にあり、ラグビーワールドカップが 2019 年に開催され、2020 年に控えていたオリンピック・パラリンピックによりさらに増加することが見込まれていた。しかし、2020 年 1 月より始まった COVID-19 の流行はその様相を大きく変え、2020 年 4 月以降の訪日外客数は前年度比より 99.9%の減少を示した(図 1)¹。



大幅に減少した訪日外客の代わりに COVID-19 流行後のインバウンド診療の主体は在留外国人となった。訪日外客と同様に日本における在留外国人数は増加の一途を辿っており、2019 年末には過去最高となる 293 万人に至った²。在留外国人についても少なからず COVID-19 流行の影響を受け、減少が見込まれるが、少なくとも東京における減少幅は 2020 年 6 月と 2019 年 6 月を比較して、それぞれ 55.9 万人、56.4 万人とわずかに前年を下回る程度であり(図 2)、訪日外客と比べれば大きな変化がない状況である³。

図2. 東京都における外国人人口の推移



II インバウンドにおける COVID-19 感染リスク

感染症法に基づく届出制度において、海外における感染か否かの統計はあるが、国籍についての統計はないため、日本のインバウンドにおける COVID-19 感染の疫学は明らかではない。検査法に基づく発生報告においては 2020 年 3 月から 9 月の空港検疫の結果で陽性者 962 名中 580 名(60%)が外国籍であったと報告されている⁴。ただし、海外から入国する際に実施される検査の結果であり、外国籍の対象が必然的に多くなる。また全体の検査実数を見れば、検査陽性率は 0.4% (1,143/268,572) と決して高くなく⁴、海外籍の患者における COVID-19 罹患リスクが高いことを示さないものと考えられる。

2020 年 3 月 9 日から 4 月 26 日にかけて国立国際医療研究センターの発熱相談外来において PCR 検査を実施した 1,517 名のうち、外国籍の患者は 135 名(8.9%)で、全体の陽性率は 21.9%であった⁵。同時期の外国籍患者の陽性者数は 35 名、15 歳未満の対象は 2 名のみであった。陽性率としては 25.9%と、日本国籍の患者における陽性率(21.5%: 297/1,382)と比べても有意な差はなかった(Fisher 正確確率検定 $p=0.23$)。PCR 陽性者の国籍は、大まかには東京都の滞在者数に比例したものであったが、それほど東京都における滞在者が多くない A 国の国籍の患者が 12 名と多く含まれていた。ただし、この 12 名の詳細をみると、3 つのクラスターに由来していることが判明し、さらに家族以外の友人知人との同居によるクラスター形成が多かった。日本における在留外国人の 7%程度が家族以外の友人・知人と同居しているというデータもあり⁶、日本国籍の者がどの程度家族以外の友人・知人と同居しているかという正確な統計がないため比較はしにくい。経験的には留学生や途上国から来日した在留外国人は 2-5 人で集団生活をする事が多い印象がある。行動が似通う家族と異なり、知人等との同居は様々な感染リスクにさらされた者が一同に会するため、いわゆる寮のような状態となり、空気感染や飛沫感染の感染症クラスターが形成されやすい⁷。また、知人の症状や診断について把握をしておらず、濃厚曝露者であってもその意識がない、あるいはその意味を理解していない場合もあるため、注意が必要な対象ではある。

また、在留資格のある外国人についても帰国の

門戸が拡がり、さらにビジネス関連の渡航については今後も門戸が広がっていくことになる。先述の検疫でのデータでは陽性率が低い旨は言及したが、今後海外からの人の流入に際して適切なリスク評価は重要になる。また、2020年11月現在、日本の水際対策として入国から14日間は健康監視の対象となるため、社会的にも特別な対応が必要になる。ただし、医学的にリスクが高い対象かの判断には、具体的にはホットスポットとなっている国からの入国者であるかを判断する必要がある。ホットスポットとなる国は刻一刻と変化するため、インターネット等で情報を逐一入手する必要がある。幸い正確な情報を基にしたマッピングが行われており、参照できるデータは多い(例: The New York Times, Coronavirus Map: Tracking the Global Outbreak “Hot spots”)⁸。

結論として「インバウンド=COVID-19 高リスク」ではないが、日本における生活様式(集団生活)、ホットスポットからの入国という点については留意する必要がある。

III インバウンドにおける COVID-19 後の注意点

a) 文化的な相違に対する配慮

文化に対する配慮については、COVID-19 時代前後で大きな変化はない。出身国の文化背景を把握しつつ、患者と話し合いながらお互いの許容範囲について線引きをしていくことが重要である。ただし、隔離病棟や療養先のホテルなどは急造の施設も多く、環境整備(食事であったり、沐浴用のシャワーであったり)が追い付いていないことも多い。また、小児は元々の受け入れ施設の少なさも、インバウンドとなると併せて選択肢が少ないことが現状である。

重箱の隅をつつくような問題であるかもしれないが、COVID-19 の重症化と凝固能異常の関連が示されてきており、US のコホート研究データから抗凝固療法が予後改善に寄与する可能性が推定されている⁹。多数の RCT が計画され、結果を待っているが、ヘパリン投与は酸素需要のある重篤な COVID-19 の標準的治療となりつつある。ただし、ヘパリンは動物小腸由来の成分であり、日本のヘパリン製剤はすべからずブタ小腸から抽出されている。ブタ由来製剤は、イスラム教、ユダヤ教、ヒンドゥー教などで避けられることもある

ため、COVID-19 への抗凝固療法のエビデンスが確立しても、エビデンスの少ない direct oral anticoagulant などで対処する必要が出てくるかもしれない。

b) 言語への配慮

在留外国人は、訪日外客と比べれば言語の問題は少ないことが予測される。ただし、在留外国人においても日本語を毎日使用する者は 50%強程度であり、30%弱の在留外国人が日本語能力に不安を感じているという調査結果もある¹⁰。特に病院というシチュエーションにおいて困難を感じる者が多い¹¹。また、表1のようにただでさえ不安が生じることの多い新興感染症流行状況において、第二言語不安はインバウンド患者には大きく影響する。またインバウンドは日本国内の情報に対して弱者化する可能性もある。これらのことから在留外国人がインバウンド診療の中心となっても言語の問題は依然として大きいと言える。

表1. COVID-19を取り巻く不安要素

非特異的な要素	外国人特有の要素
疾患の不透明性、不確定性	母国での対応との違い
情報のアップデートの頻回さ	対応に関する文化的な違い
普段触れないシステムへのアクセスとアクセス不全	情報弱者化
メディア、SNSによる煽り、デマ	第二言語不安
医療者の(時に過剰な)感染対策 隔離措置	

言語的な問題を解消するには、「やさしい日本語」¹² や医療通訳を介したコミュニケーションが必要となる。「やさしい日本語」は在留外国人のように簡単な日本語コミュニケーションが可能な対象が多い現在では大きな効力を持つと考えるが、本稿においては割愛させていただく。

医療通訳の整備は重要であるが、通訳者に対する感染対策も重要である。COVID-19 流行前のアンケート調査(回答率 37%)において、医療通訳者に対する感染対策が未整備な施設もあり、麻疹等の免疫について確認が行われていない施設も3割程度存在したと報告している¹³。COVID-19 流行後の医療通訳者へのアンケートにおいては、医療通訳者の7割強が COVID-19 を含む感染者の対応に不安を抱きながらも、実際の通訳はほぼ対面で行

われている現状が明らかにされた¹⁴。通訳者側から「感染予防策の研修・講習」「遠隔通訳」を望む声が多く、医療通訳者に対する感染予防対策は未整備である現状が明らかになった。COVID-19の流行は幸か不幸か遠隔対話の促進をもたらした。その影響は遠隔通訳の整備においても見られており、今後拡充することが予測される。また、十分な整備ができない施設においても厚労省委託事業を始めとして無料で利用できるサービスも多く登場している。

また、在留外国人に向けた COVID-19 関連の“公平で、正確な”情報については日本公衆衛生学会を始めとして提供されており¹⁵、患者や相談者に提供することも有用と考えられる。

c) 医療費についての諸問題

2020年10月現在、入院加療は保険が無くとも公費負担の対象であるが、保険適応で検査を行う際は公的医療保険加入が必要となる。在留外国人がインバウンドの中心となる現在では、公的医療保険の加入率は概ね80-90%に達しており^{16,17}、訪日外客中心のインバウンド診療よりはトラブルは少ないことは想定される。オーバーステイ、仮放免の場合の問題は残るが、未収金の問題は大きくならないことが予想される。ただし、得てして「公費負担＝全額無料」という考えに陥りがちであるのは外国人に限ってではないが、検査時の初診料や勧告入院時の所得に応じた徴収額が発生することを理解してもらう必要があるかもしれない。

IV 出入国に関わる問題

1月23日に中国湖北省武漢がロックダウンし、1月31日WHOがPHEICを宣言した後、世界の様々な国への交通は制限されるようになった。3月9日には日本も入国制限を開始し、8月28日時点で、出入国管理及び難民認定法に基づき上陸拒否を行っている対象地域は全部で159か国にまで増加した。ただし、社会生活の維持に国交を制限し続けることには限界があるため、7月29日には、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置が開始された。政府主導で行われた渡航制度は表2に示すレジデンストラック・ビジネストラックである。いずれも有効な査証又は再入国関連書類提出確認書、医療機関等での検査証明書が必要であり、

後者は72時間以内の検査結果を求められる。外部検査会社では、早くとも結果到着まで36~48時間はかかるため、一つの検査受け入れの障壁になっている。また、国によって検査条件が異なっている。例えば、ベトナム、タイのレジデンストラックにおいて、使用する検体（唾液が可能か否か）、検査方法（LAMP等の検査方法が可能か否か）が異なっている。

前述以外の渡航が不可能であるわけではない。相談者が在京大使館等に連絡し、条件付きで渡航が可能であれば、その条件を満たすような証明書を医療機関で入手するなど渡航は可能になる。概要は外務省ホームページ¹⁸で参照できるが、情報更新が著しいため、必ず当該大使館等での確認を行なうように促す必要がある。

また、在留外国人の場合には、再度、日本に再入国する場合に日本出国前に追加的防疫措置に応じる旨を誓約し、出入国在留管理庁から「受理書」の交付を受ける必要がある。出国前にはこの点も確認することも頭に置いておいてもよい。

表2. 渡航制度（ビジネストラック・レジデンストラック）の概要

制度名	制度の概要	対象国
ビジネストラック	ビジネス上必要な渡航に限り、渡航先において予め決めた活動計画上で活動できるように2か国間で調整を行った渡航制度（入国後の行動制限をされない）	韓国 シンガポール
レジデンストラック	在留資格を持った外国人が日本に、あるいは対象国での在留資格を持った日本人が対象国に渡航する際に2か国間で調整を行った渡航制度（入国制限されない）	タイ ベトナム マレーシア カンボジア ラオス ミャンマー 台湾 シンガポール ブルネイ 韓国

国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ce/cp/page22_003380.html) 2020年10月20日現在

V まとめ

コロナ禍により昨年比から99.9%減少した訪日外客に代わり、在留外国人がインバウンド対応の中心になっている。

インバウンドは即ち COVID-19 の高リスクではないが、ホットスポットの国からの入国者や家族以外との集団生活をする患者では特にリスク評価に注意が必要である。

言語や文化への配慮は COVID-19 流行前と同様だが、環境的な限界を納得してもらう必要がある。また言語の障壁は重要な問題であるが、同時に医療通訳者の安全に対する配慮も必要である。感染予防の配慮が必要であり、遠隔通訳はその一つと

なり得る。

今後の海外渡航に際しては、個人・企業が各国大使館等に確認の上で、ビジネストラック・レジデンストラックを含め、渡航に必要な証明書を確認し、ニーズに合った証明書を発行することが求められる。細かな違いから煩雑な業務であるが、徐々に双方が理解し、制度が成熟していくことが望ましい。

謝 辞

資料をご提供頂いた川崎医科大学の田中孝明先生、当院におけるインバウンド診療についての情報を提供頂いた小山内泰代様を始めとした国立国際医療研究センター国際診療部の皆様、データを共有して頂いた国立国際医療研究センター客員研究員の高谷紗帆先生に深謝いたします。

文 献

1. 日本政府観光局. 訪日外客統計の集計・発表. Available at; https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/data_info_listing/index.html. Accessed on 2020/10/29.
2. 法務省. 令和元年末現在における在留外国人数について. Available at; http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00003.html. Accessed on 2020/10/29.
3. 東京都. 東京都の統計：外国人人口. Available at; <https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/gaikoku/ga-index.htm>. Accessed on 2020/10/29.
4. 厚生労働省. 新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和2年10月27日版）. Available at; https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14466.html. Accessed on 2020/10/29.
5. Takaya S, Tsuzuki S, Hayakawa K, et al. Nightlife clusters of coronavirus disease in Tokyo between March and April 2020. *Epidemiol Infect* 2020;148:e250.
6. 法務省. 平成28年度 法務省委託調査研究

事業 外国人住民調査報告書 -訂正版-.

Available at;

<http://www.moj.go.jp/content/001226182.pdf>. Accessed on 2020/10/29.

7. Takaya S, Kutsuna S, Katanami Y, et al. Varicella in Adult Foreigners at a Referral Hospital, Central Tokyo, Japan, 2012-2016. *Emerg Infect Dis*. 2020; 26:114-117.
8. The New York Times. Coronavirus Map: Tracking the Global Outbreak. Available at; <https://www.nytimes.com/interactive/2020/world/coronavirus-maps.html>. Accessed on 2020/10/29.
9. Paranjpe I, Fuster V, Lala A, et al. Association of Treatment Dose Anticoagulation With In-Hospital Survival Among Hospitalized Patients With COVID-19. *J Am Coll Cardiol* 2020; 76:122-124.
10. 文化庁. 日本語に対する在住外国人の意識に関する実態調査（H13年）. Available at; https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_jittai/zaiju_gaikokujin.html. Accessed on 2020/10/29.
11. 横浜市. 令和元年度外国人意識調査. Available at; <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/kokusai/kyosei/fr-chosa01.html>. Accessed on 2020/10/29.
12. 医療×「やさしい日本語」研究会. Available at; <https://easy-japanese.info>. Accessed on 2020/10/29.
13. 明石雅子, 堀成美. 医療通訳者に関わる医療安全および感染管理の現況評価. *日本渡航医学会誌* 2019; 13(suppl): 112-112 (学会抄録).
14. 李祥任, 森田直美. 医療通訳業務と感染症リスクに関する調査結果（速報）.
15. 日本公衆衛生学会. 新型コロナウイルス感染症に関する在日外国人への対応について.

Available at;

<https://www.jsph.jp/covid/menu5/index.html>. Accessed on 2020/10/29.

16. 江里口祥世、表真由子、亀谷明世ら. 在日外国人医療をめぐる問題～保険証所持の現状と対策という観点から～. 滋賀医科大学 社会医学講座衛生学 社会医学フィールド実習報告書. Available at;
http://www.shiga-med.ac.jp/~hqpreve/kyouiku/socmed_fw/pdf/2006/2007_6.pdf. Accessed on 2020/10/29.
 17. 札幌市総務局国際部. 札幌市外国籍市民意識調査報告書 (ダイジェスト版) (2009年). Available at;
<https://www.city.sapporo.jp/kokusai/new/documents/summary.pdf>. Accessed on 2020/10/29.
 18. 外務省. 新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限. 外務省海外安全ホームページ. Available at;
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf/history_world.html. Accessed on 2020/10/29.
- 法務省. 本邦滞在中の在留資格保持者の再入国予定の申出について. Available at;
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00245.html. Accessed on 2020/10/29.